

2017年7月 27日

No.289

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 松井 研一朗

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

6月1日に地方自治法等の一部改正案に関する2回目の審議が行われました。

損害賠償制度が整備された理由、どのような役割を果たしてきたか

又市征治議員は、今回の改正によって、住民監査請求後に監査委員の意見を聞けば首長、職員等に対する損害賠償請求等を放棄できるようになり、住民訴訟制度が骨抜きになる可能性があるとして指摘し、そもそも住民訴訟制度が整備されてきた理由を質しました。

安田自治行政局長は、住民訴訟制度はアメリカの納税者訴訟制度を範として導入されたもので、不適正な事務処理の抑止に一定の役割を果たしてきたと答弁しました。

損害賠償請求の訴訟係属中の放棄については禁止するべきではないか

又市議員はさらに冒頭でふれたように、地方制度調査会答申では禁止が求められていた損害賠償請求の訴訟係属中の放棄が、改正で容認されていることを取り上げ、住民訴訟制度の意義を著しく損ねることになると批判しました。

高市大臣は係属中に限って権利放棄を禁止すると、住民監査請求中、住民訴訟提起前の権利放棄を誘発しかねないと主張し、さらに係属中に放棄されても、それが有効か否かは裁判で争われるので住民訴訟制度の意義は損なわれないと答弁しました。

しかし、そういう理由で係属中の放棄を認めようとするならば、損害賠償請求の放棄自体を認めるべきではないでしょう。

地方独法への窓口業務委託は行政サービスに悪影響を与え、低賃金労働者を増加させる

次に又市議員は、窓口の定型的業務を地方独法に委託できるようにする地方独法一部改正案について質疑を行いました。最初に又市議員は、なぜこれまで公権力の行使を含む窓口業務が委託できなかったのかを質しました。

安田局長は、公権力の行使を外部に委託する場合は、法によって授権する仕組みが必要であり、さらに適切な業務遂行には自治体の関与が制度的に担保されている地方独法が適当であると答弁しました。

又市議員は、自治体の職員ではなく地方独法、あるいは民間に窓口業務を委託した場合、窓口での市民との対話から重要な行政に対する意見、感想をつかんで、それを行政に生かすことが失われ、行政サービスの低下を招くのではないかと述べました。また地方独法の臨時・非常勤職員も窓口業務に携わることになれば、総務省は安上がりの労働力を作り出したという批判を受けることになるのではないかと指摘しました。

これに対し安田局長は、地方独法への窓口業務の委託は選択肢を増やすだけであると弁解し、臨時職員の労働条件に関しては、労使交渉で決まることだと無責任な答弁に終始しました。

又市議員は、改正の趣旨に、業務のノウハウの蓄積、職員の専門性の確保等ができることであるが、こんな過大な業務を非正規の地方独法の職員に要求することは、許されないと主張しました。

定型的業務の委託はさらに拡大するのか

最後に又市議員は、改正案の別表によると政令でなんでも委託できるようになるのではないかと指摘し、今後さらに拡大させるのか大臣に質しました。

高市大臣は、最小の経費で最大の効果を上げるように自治体が自主的に判断をするものであり、合理化を一斉に進めるものではないと答弁しましたが、今後委託業務をさらに拡大するのは答えませんでした。

又市議員は富山県高岡市の学校給食センター化が単独校方式に移行し、歓迎されている例を紹介し、民営化・委託の弊害に警鐘を鳴らしました。